

【趣旨】

第1条 この規程は一般財団法人北海道老人クラブ連合会（以下「本連合会」という）がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という）へのバナー広告掲載について必要な事項を定めるものである。

【広告掲載基準】

第2条 ホームページに掲載するバナー広告は次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 関係法規に違反するもの
- (3) 投機的商品に該当するもの
- (4) 悪質商法と認めるもの
- (5) 債権取立て、回収等に該当するもの
- (6) 消費者金融業の宣伝に該当するもの
- (7) 詐欺的なもの、誤解を生じさせる恐れのあるもの又は虚偽のもの
- (8) 広告主以外の事業者・商品・サービス名等が掲載されているもの
- (9) 政治団体・宗教団体の活動及び勧誘に関するもの
- (10) その他、本連合会が広告掲載に際して不適切と判断したもの

【広告の掲載位置及び規格】

第3条 広告の掲載位置及び規格は次のとおりとする。

- (1) ホームページ右側（固定枠・全ページ掲載）
サイズ■横 200 ピクセル×縦 100 ピクセル
ファイル種類■JPEG・GIF（アニメーション不可）
- (2) ホームページのトップページ下部
サイズ■横 215 ピクセル×縦 100 ピクセル
ファイル種類■JPEG・GIF（アニメーション不可）

広告は原則広告主が用意するものとする。作成希望の場合は別途受け付けるものとする

【広告の掲載順序】

第4条 広告の掲載順序は、次の各号に掲げるとおりとする。但し、同一の基準で掲載時期を同じくするバナーがある場合またはイベント性が強く一時的に上位への掲載が閲覧者にとって有益であると認められる場合には、例外的に次の号に関係なく掲載順序を変更するものとする。判断は本連合会にて随時行うものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類する団体
- (2) 企業のうち、公共的性格を有する企業
- (3) 前2号の規定に該当しない企業及び自営業
- (4) その他の事業

【広告の掲載期間】

第5条 広告の掲載する期間（以下「掲載期間」という）は、3ヵ月、6ヶ月、12ヶ月とする。広告枠に空きがある場合更新することができる。

2. 広告掲載の開始日は、申し込み手続きが完了した翌月の1日（本連合会の休日場合は最初の営業日）の午前9時からとし、終了日は最終月の末日（本連合会の休日の場合は最終営業日）の午後5時までとする。

【広告料金】

第6条 広告の料金は次の表のとおりとする（消費税は別途）

■本連合会指定ホテル・指定商社

掲載位置	3ヵ月掲載	6ヶ月掲載	12ヶ月掲載
右側（固定枠）	4,000円	6,000円	10,000円
トップページ下部	2,000円	3,500円	5,000円

■本連合会指定ホテル・指定商社以外

掲載位置	3ヵ月掲載	6ヶ月掲載	12ヶ月掲載
右側（固定枠）	18,000円	34,000円	63,000円
トップページ下部	15,000円	28,000円	52,000円

【広告掲載までの流れ】

第7条 広告掲載までの流れは以下の通りである。

- （1） 広告主は、掲載申込書（様式第1号）及び広告掲載原稿を道老連まで、電子メールもしくは郵送で送付する。（E-mailアドレス：club@dourouren.or.jp）
- （2） 広告掲載決定後、本連合会から「広告掲載決定通知」を広告主へ送付する。
- （3） ホームページバナー広告掲載契約書（様式第3号）により契約を締結する。
- （4） 広告主は指定の日付までに本連合会指定の口座へ広告料を納付する。
- （5） 契約の締結、広告料の納付の確認をもって申し込み手続きの完了とする。

【広告内容の変更】

第8条 本連合会は、広告の内容、デザイン及びリンク先の内容等が法令に違反しているとき、もしくはそのおそれがあるとき、またはこの規程に接触していると判断したときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができ、広告主はこの指示に従わなければならない。

2. 広告主はデザイン、及びリンク先の変更があった場合は速やかに本連合会へ連絡する。
3. 変更にかかる費用等は広告主が負担するものとする。

【 広告掲載の取消し 】

第9条 本連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書に定めるところに従い本連合会ホームページバナー広告契約解除通知書（様式第4号）により、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告料の納入がないとき
- （2） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (4) 広告主に本連合会の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
 - (5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
 - (6) 広告主の廃業・倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
2. 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合も、納付済みの広告掲載料は返還しない。

【 広告掲載の取り下げ 】

- 第10条 広告主は自己の都合により、本連合会ホームページへの広告の掲載を取止めることができるものとする。
- 2. 第1項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は本連合会ホームページバナー広告掲載取止め申出書（様式第5号）により本連合会に申し出なければならない。
 - 3. 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合も、納付済みの広告掲載料は返還しない。

【 掲載期間の延長 】

- 第11条 掲載期間内に、本連合会の都合で本連合会ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2. 広告主の責に帰さない理由により、本連合会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

【 広告掲載料の返還 】

- 第12条 本連合会は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、且つ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2. 第1項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を本連合会ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。
 - 3. 第2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

【 広告主の責務 】

- 第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2. 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本連合会に対して保証するものとする。
 - 3. 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

【 損害賠償 】

- 第14条 広告掲載によって本連合会の体面を傷つけた場合、本連合会は広告主に損害賠償を請求することができる。

【 免責事項 】

第15条 本連合会の免責事項については下記のとおりとする。

- (1) サーバの緊急保守点検、定期保守中緊急やむを得ない場合。また、サーバ運営上の理由により一時的な中断が必要やむを得ない場合。
- (2) 本連合会は、不可抗力、政府または法令による決定、火災又は地震等の自然災害、暴動、騒動、爆発、通商停止、ストライキまたは通信の停止等の人災等、本連合会の責に帰すべき事由によらない配信遅延または配信不能については、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 本連合会は、本連合会の責に帰すべき事由による、配信の遅延、配信不能、表示不能、内容の変更、内容の脱落について、本連合会の責任において、この対応をする。ただし、これにより生じた如何なる損害賠償にも応じることはないことを、広告主は同意するものとする。
- (4) バナー広告は、クリック数やPV、アクセス数を補償するものではない。
- (5) 本連合会は、バナーの内容を審査した上で、バナー掲載に関するすべてに関していつでも拒否またはキャンセルできる権利を有するものとします。
- (6) 掲載金の金額及び諸条件は予告なく改定することがある。バナー掲載中の料金及び諸条件については、基本的に変更することはないが、法令の変更または著しい経済環境の変化がおきた場合、料金及び諸条件の変更を行うことがある。

【その他】

第16条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

一般財団法人北海道老人クラブ連合会

ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

宛先 一般財団法人北海道老人クラブ連合会 会長

申込者	住所	〒
	事業者名	
	代表者職指名	印
	担当者	氏名
電話		
E-mail		

一般財団法人北海道老人クラブ連合会ホームページバナー広告掲載取扱規程第7条により、下記のとおり申し込みます。

記

掲載期間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで
広告掲載料	円
ホームページアドレス	http://
添付資料	広告原稿（電子データ） 会社概要（パンフレット等） その他